

<第 1 部>

総 論

第1部 総論

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が急速に進展するとともに、長寿化が進み、障害のある人やその介護者の高齢化、障害の重度化、重複化といった問題が顕在化してきている一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また、情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況の中にあっても、私たちを取り巻く社会生活の中で、すべての障害のある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、令和 12（2030）年までに誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指すこととしており、障害者（児）も含めた共生社会を目指した目標となっています。

このような状況のもと、「障害者基本法」第 1 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第 2 条に記載されている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念並びに「児童福祉法」第 1 条に記載されている「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」との基本理念を実現するため、「第 4 期香美町障害者福祉計画」を策定し、地域の実情やニーズに沿った施策を着実に推進します。

■ 障害者施策に関する関係法令の動向

	関係法令等の名称	関係法令等の概要
平成 17 年	発達障害者支援法の施行	発達障害の位置づけ
平成 18 年	障害者雇用促進法の改正	雇用対策の強化等
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等
平成 19 年	障害者基本法の改正	市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	障害者雇用促進法の改正	障害者雇用の一層の促進等

	関係法令等の名称	関係法令等の概要
平成 22 年	障害者自立支援法の改正	利用者負担や障害者の範囲、障害程度区分の見直し等
平成 23 年	障害者基本法の改正	障害者規定の見直し等
	障害者虐待防止法の施行	障害者虐待の早期発見の努力義務の規定等
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設等
平成 26 年	障害者の権利に関する条約の批准	あらゆる障害者の、尊厳と権利を保障するための条約
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や措置等を規定
	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止事項を規定
平成 30 年	障害者総合支援法の改正	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進等
	児童福祉法の改正	医療的ケア児に対する支援の規定 障害児福祉計画の策定等
令和元年	障害者雇用促進法の改正	継続雇用の支援等
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の改正	バリアフリー基準適合対象の拡大
令和 3 年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	医療的ケア児支援の努力義務化
令和 4 年	障害者総合支援法の改正	障害者等の地域生活の支援体制の充実
	障害者差別解消法の改正	事業者による障害者（児）への合理的配慮の提供の義務化

1 - 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）及び県の「ひょうご障害者福祉計画」との整合性を図りながら、また、香美町総合計画を基に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、本町における障害者施策の方向性とその実現に向けた指針となるものです。

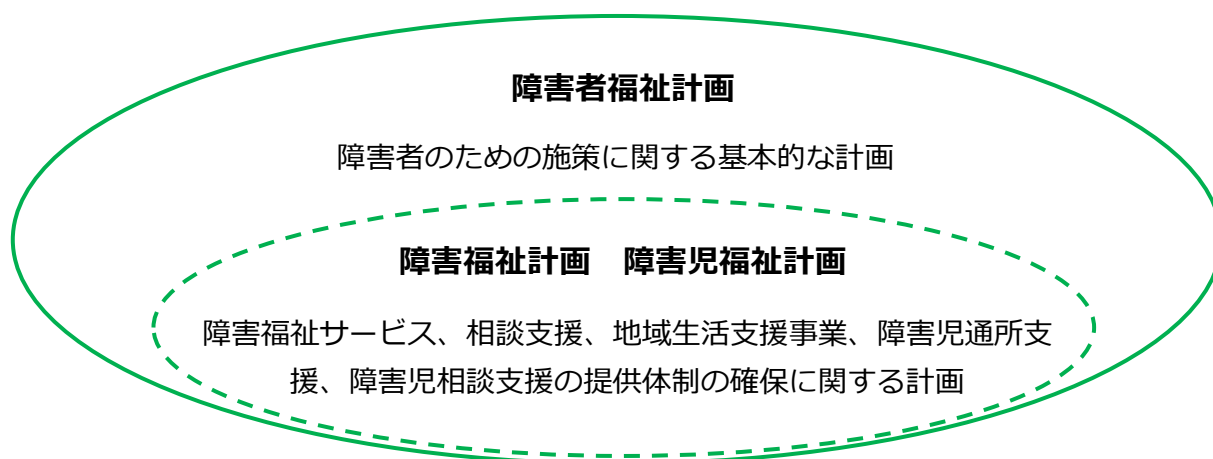
■ 各計画の概要

計画名称	計画期間	計画の内容
障害者福祉計画	6 年間	障害者の福祉及び障害の予防に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策全般に関する基本的な計画
障害福祉計画	3 年間	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
障害児福祉計画	3 年間	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■ 障害者福祉計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

	障害者福祉計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者総合支援法第 88 条第 1 項 児童福祉法第 33 条の 20
上位計画	障害者基本計画	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
	ひょうご障害者福祉計画	兵庫県障害福祉実施計画

■ 障害者福祉計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の一体性



■ 障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法関係条文

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

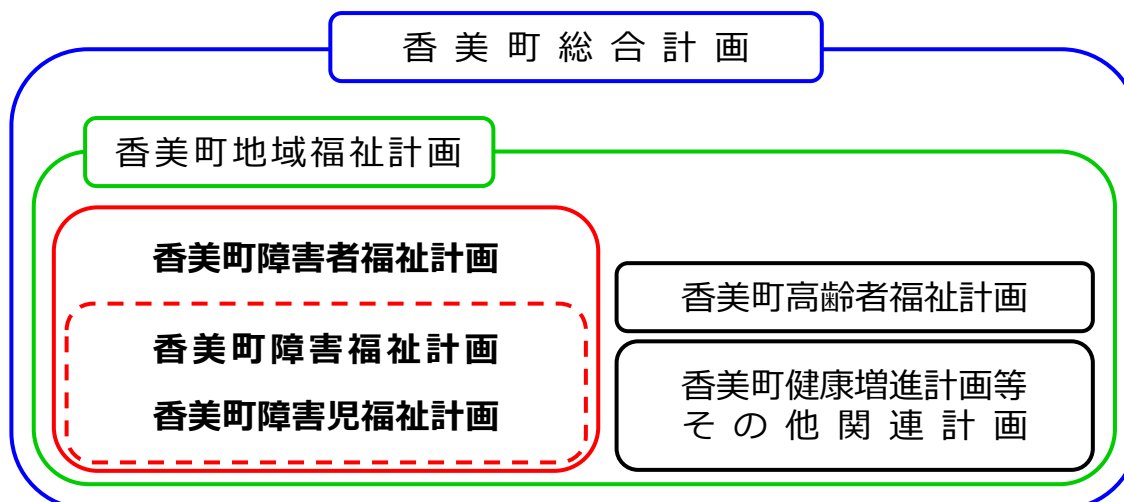
障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■ 香美町総合計画等関連計画との関係



1－3 計画の期間

第4期香美町障害者福祉計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間を計画期間とします。

また、第7期香美町障害福祉計画及び第3期香美町障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間を計画期間とします。

■第4期香美町障害者福祉計画の計画期間

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害者福祉計画	第4期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

1－4 計画の策定体制

1 障害者福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、保健・医療・福祉関係者、特別支援教育関係者、行政関係者等を委員とする「香美町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

2 障害のある人等へのアンケート調査の実施

第4期障害者福祉計画の策定にあたり、町内在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス受給者の状況、社会参加や地域での自立した生活に必要な支援等を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

3 障害者自立支援協議会からの提案

香美町障害者地域自立支援協議会に、障害のある人に対する支援の在り方や現状を踏まえた必要な支援策についての具体的な提案をいただきました。

4 障害者関係団体等からの意見聴取

第4期障害者福祉計画の策定の住民参画の一環として、当事者、家族及び支援者等が感じている課題や意見等を聴取しました。

5 パブリックコメントの実施

第4期障害者福祉計画の策定にあたり、第4期障害者福祉計画（案）について、住民の考えや意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。

1－5 計画期間中の見直しについて

障害者基本法や障害者総合支援法等の関係法令の改正や新たな法令の制定等、今後も新たな制度の創設や改正が進められることを鑑み、計画に定める内容について定期的に評価・検証を行い、必要な場合は計画期間中においても見直しを行うこととします。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

2-1 データからみる障害のある人の現状

1 身体障害手帳所持者の状況

■障害別・級別

令和5年10月現在

	視覚	聴覚	音声 咀嚼	肢体	内部	合計
1級	20			60	165	245
2級	17	14		56	1	88
3級	6	3	6	92	26	133
4級	7	25	5	133	63	233
5級	8			51		59
6級	6	19		25		50
合計	64	61	11	417	255	808

■年齢別・級別

令和5年10月現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳未満	4	1	1	0	1	1
18歳以上	241	87	132	233	58	49
合計	245	88	133	233	59	50

2 療育手帳所持者の状況

令和5年10月現在

	A	B1	B2	合計
18歳未満	5	5	28	38
18歳以上	67	50	34	151
合計	72	55	62	189

3 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

令和5年10月現在

	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1	57	24	82
自立支援医療（精神通院医療） 受給者証所持者	—	—	—	204

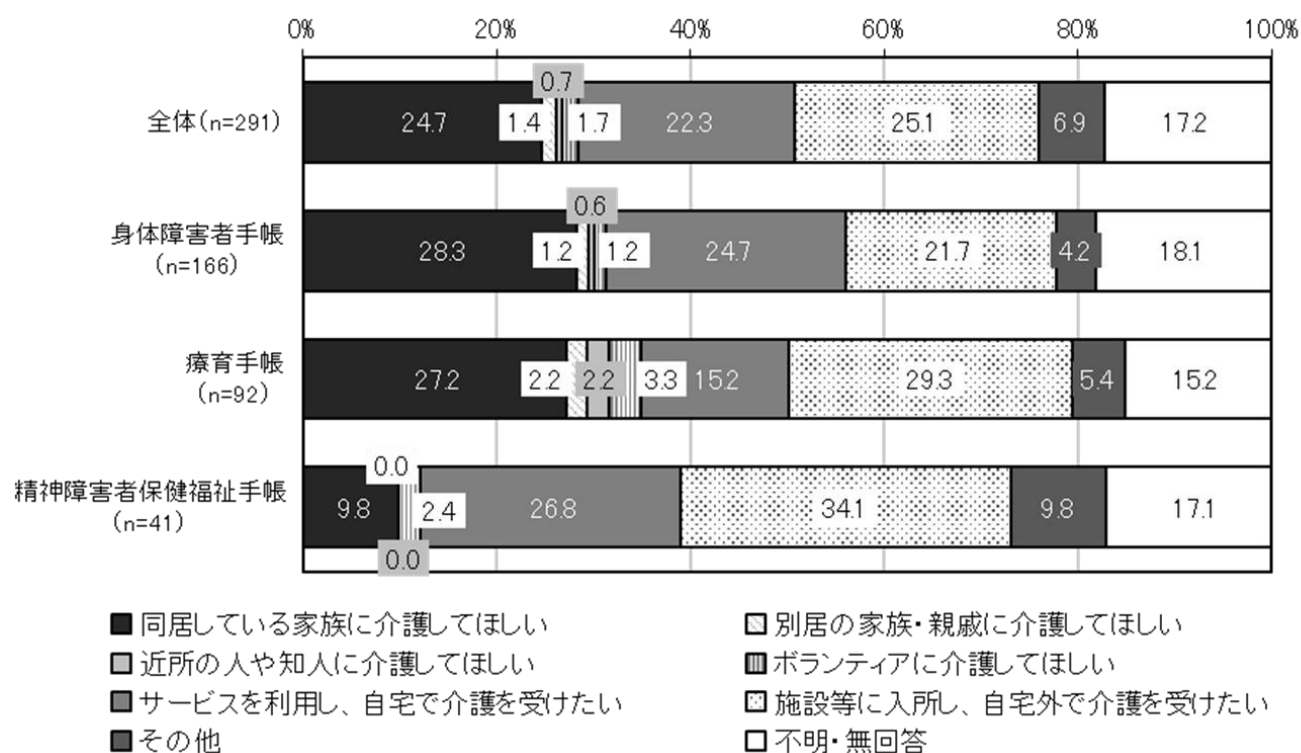
2-2 アンケート調査結果からみる障害のある人の現状

■ 調査結果の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。このため、合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・1つの質問に2つ以上答えることができる複数回答の設問では、回答比率が100.0%を超える場合があります。
- ・設問文や選択肢が長い場合、省略して標記している場合があります。
- ・この調査結果は抜粋のため、調査した全ての項目について掲載しているわけではありません。

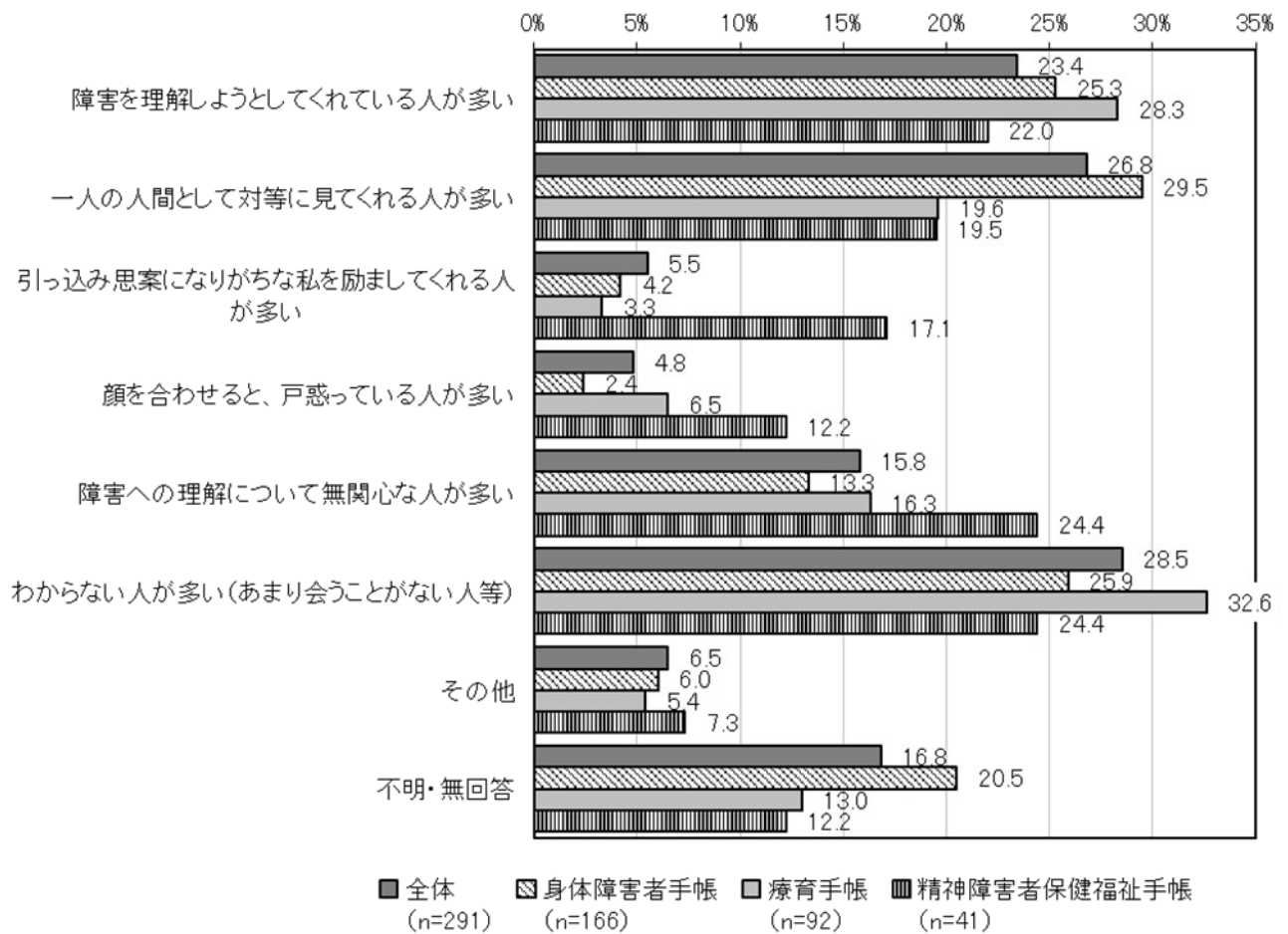
1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

(1) 将来的に希望する介護



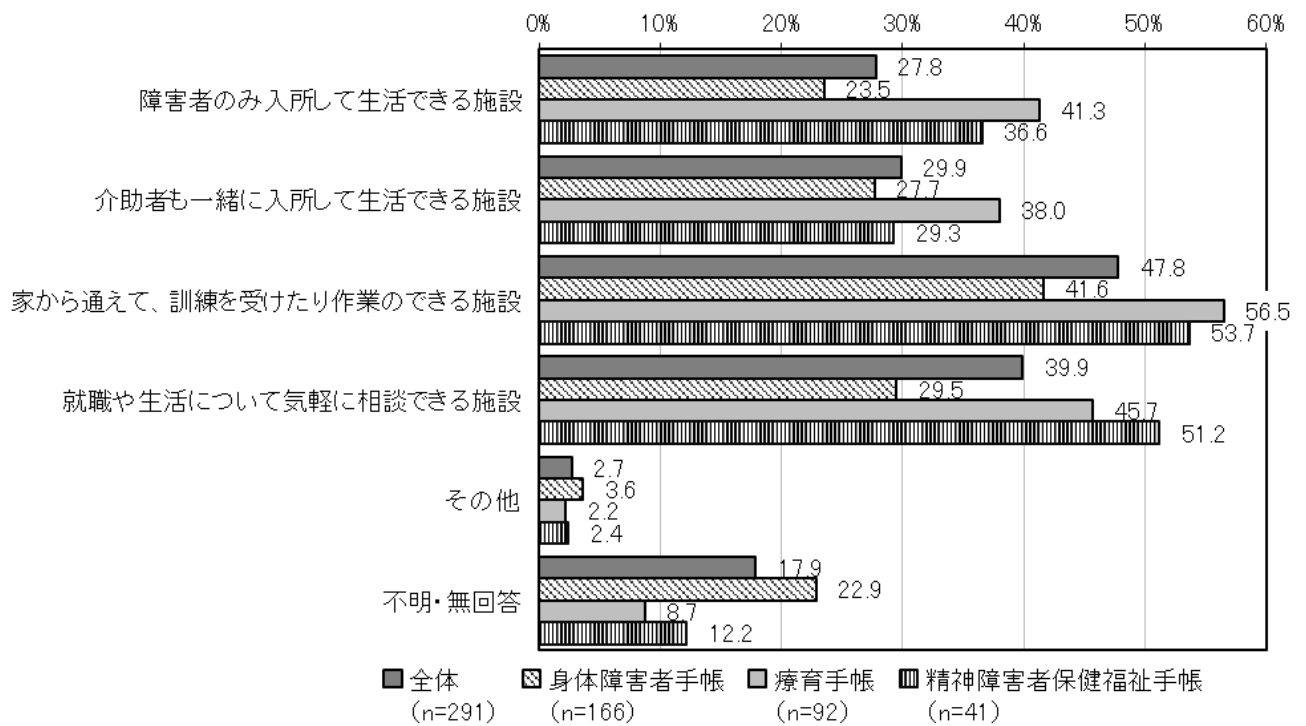
全体では、「施設等に入所し、自宅外で介護を受けたい」が25.1%、「同居している家族に介護してほしい」が24.7%となっています。

(2) 地域の人々の態度について感じていること



全体では、「わからない人が多い」が28.5%、「一人の人間として対等に見てくれる人が多い」が26.8%となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「障害への理解について無関心な人が多い」が24.4%となっています。

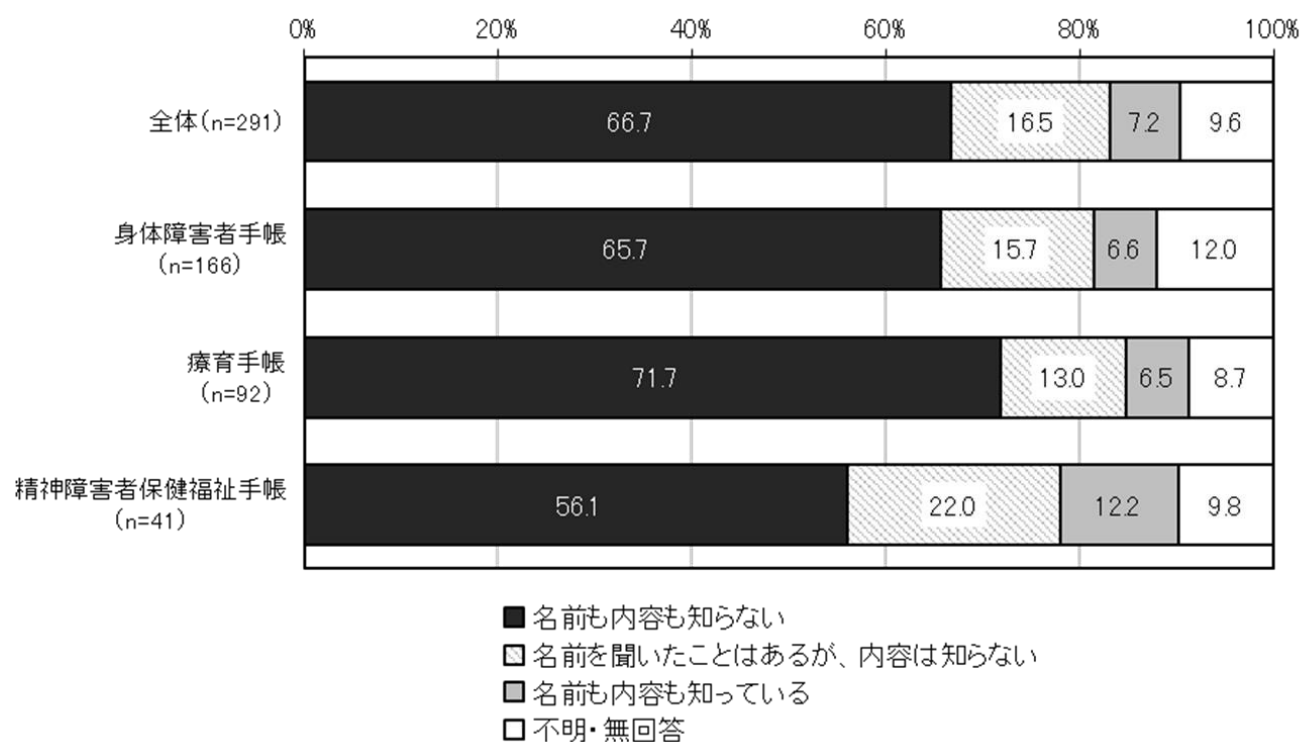
(3) 障害のある人が地域で暮らすために必要な施設



全体では、「家から通えて、訓練を受けたり作業のできる施設」が 47.8%、「就職や生活について気軽に相談できる施設」が 39.9%となっています。

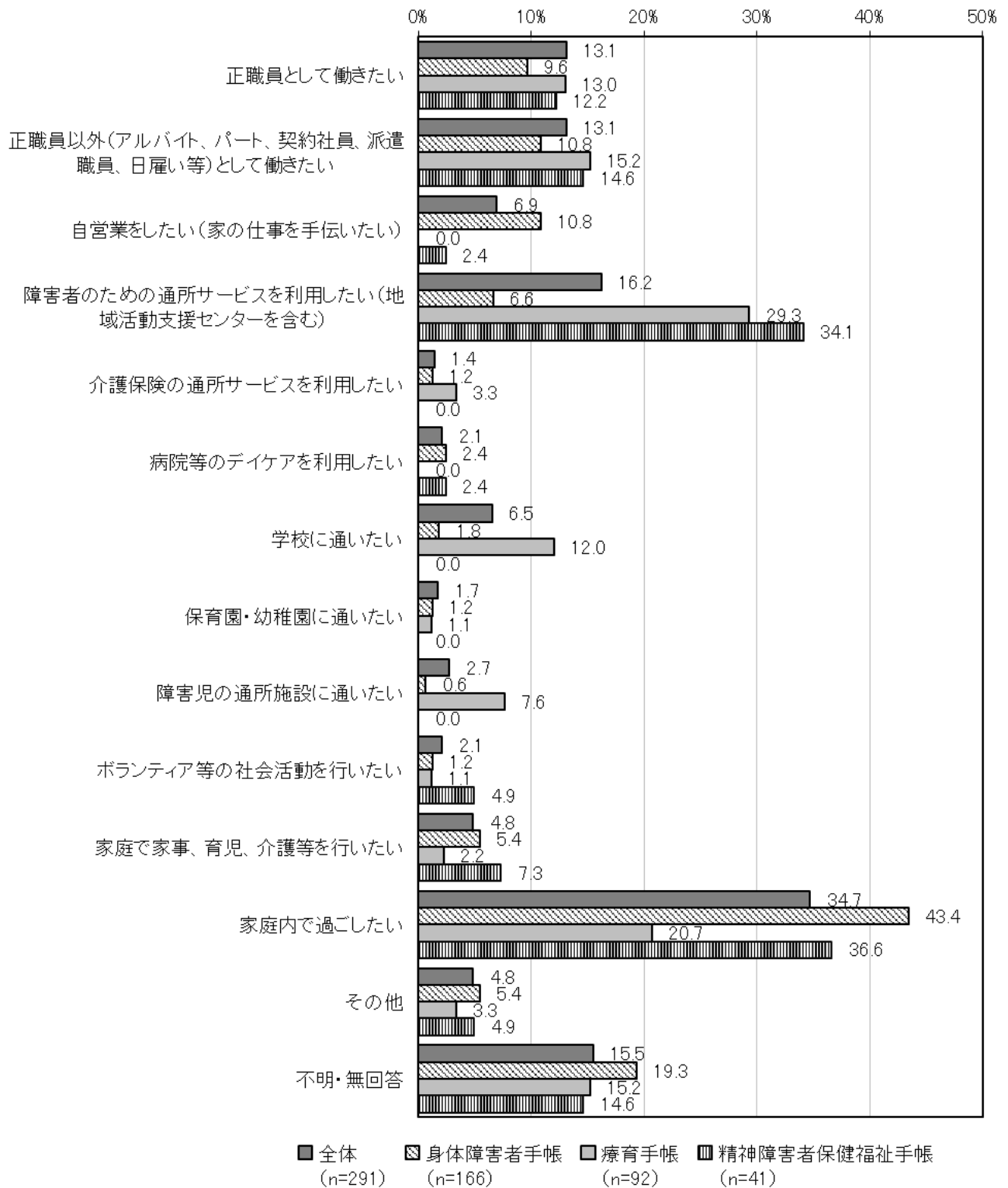
2 働くことができる環境づくり

(1) アクティブステーションかみを知っているか



全体では、「名前も内容も知らない」が66.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が16.5%、「名前も内容も知っている」が7.2%となっています。

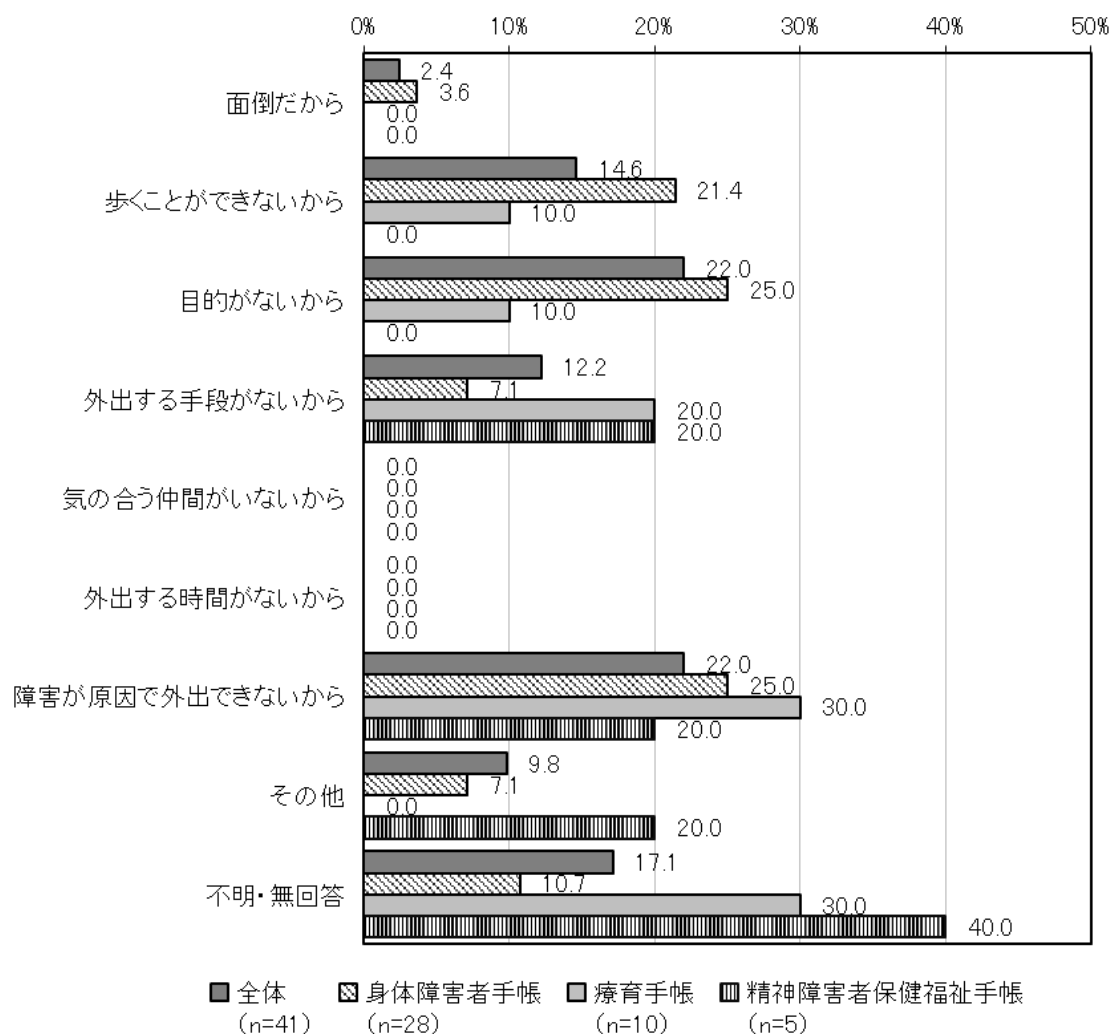
(2) 日中どのように過ごしたいか



全体では、「家庭内で過ごしたい」が 34.7%、「障害者のための通所サービスを利用したい」が 16.2%、「正職員として働きたい」「正職員以外（アルバイト、パート、契約社員等）として働きたい」がともに 13.1%となっています。

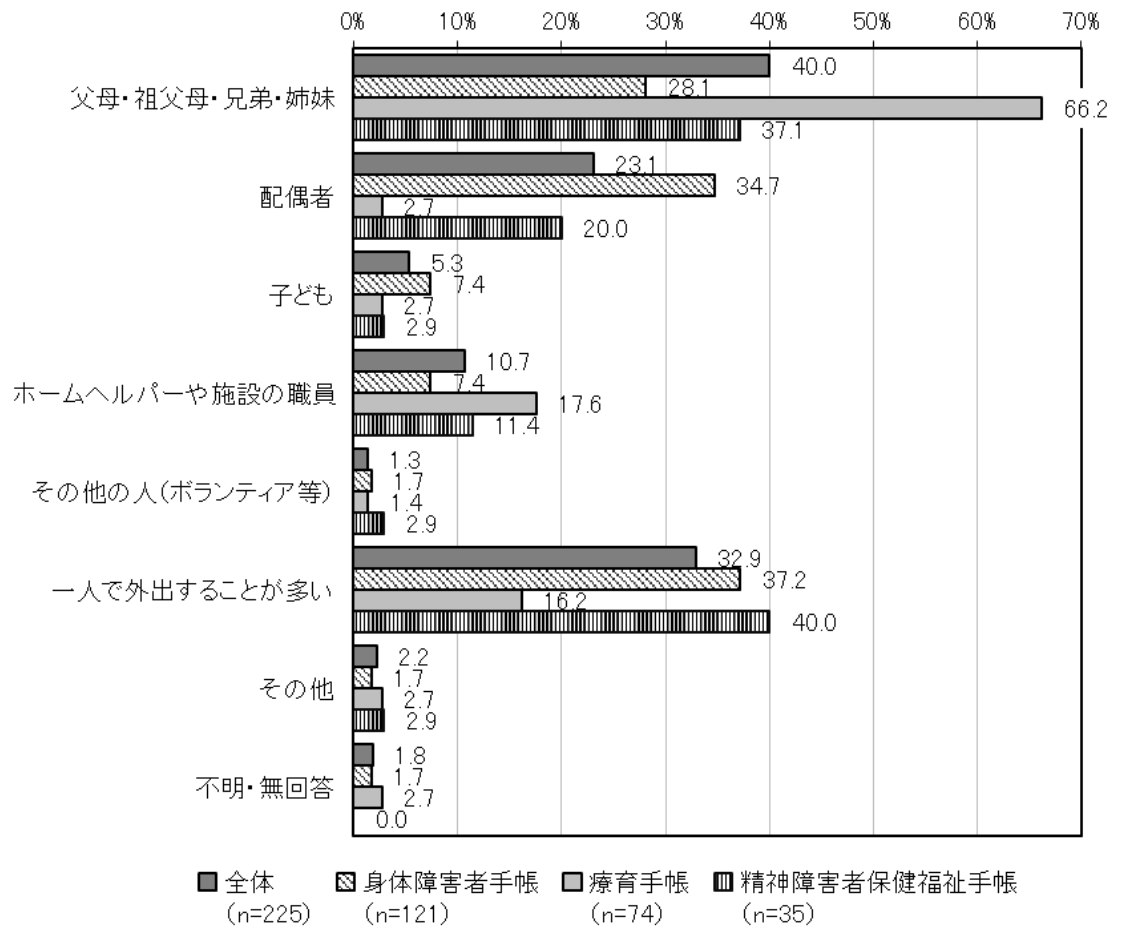
3 社会参加できる環境づくり

(1) 「最近 1 ヶ月で外出していない」と回答した人の「外出しない理由」



全体では、「目的がないから」「障害が原因で外出できないから」が 22.0%、「歩くことができないから」が 14.6%となっています。

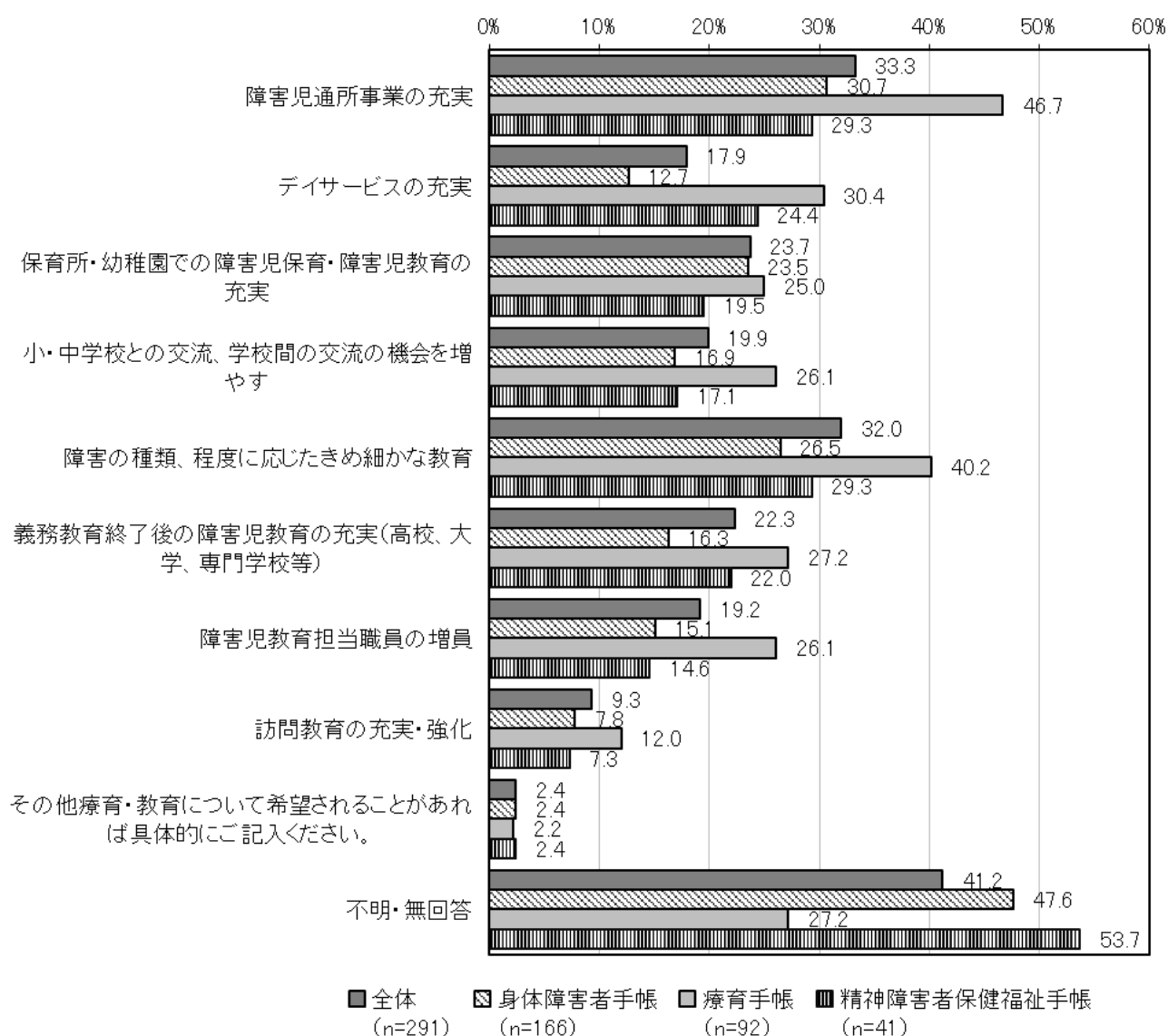
(2) どなたと外出することが多いか



全体では、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が 40.0%、「一人で外出することが多い」が 32.9%、「配偶者」が 23.1%となっています。

4 障害のある子どもへの療育の推進

(1) 障害のある子どもの療育・教育に希望すること



全体では、「障害児通所事業の充実」が 33.3%、「障害の種類、程度に応じたきめ細かな教育」が 32.0%、「保育所・幼稚園での障害児保育・障害児教育の充実」が 23.7%となっています。

2－3 障害者福祉計画策定における課題（障害福祉施策の現状確認）

統計データ、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査結果、関係団体からの意見聴取及び障害のある人からの意見聴取等に基づき、本町の障害福祉施策における課題を次のとおり整理しました。

本計画では、これらの課題解決に向けた取組を進めます。

1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

- (1) 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、将来希望する暮らし方について、「施設等に入所し、自宅外で介護を受けたい」と回答した割合が最も多く、親元等を離れての生活支援が求められていることから、グループホーム等の確保や一人で暮らすことができる環境の整備が重要な課題となっています。
- (2) 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、精神障害のある人が感じる地域の人の態度について「障害への理解について無関心な人が多い」、「わからない人が多い」と感じている人の割合が最も多く、障害についての理解を広げることが必要であり、障害の特性や体調にあわせた社会参加ができる環境づくりが求められているといえます。
- (3) 町内の障害福祉サービス事業所は、訪問系事業所、日中活動系事業所が1事業所ずつありますが、それぞれの事業所で人材不足が生じています。適切なサービス提供のためには介護人材の確保が重要な課題であることから、介護人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うため、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所に対して共生型サービスの導入を促していく必要があります。
- (4) 障害福祉サービスについては、サービス等利用計画書に記載された本人や家族の意向に沿った適切なサービスが提供されている事例が多く、相談支援事業所の支援も適切に行われています。一方で、ごく少数ですが、「必要とする情報提供が受けられない」、「面談や支援につながるまでに時間がかかる」などの意見があることから、より身近に支援を受けることができる充実した相談支援体制が求められています。
- (5) 公共交通機関の利用や自家用車の利用等の方法で町外の障害福祉サービス事業所へ通所している人がいる一方で、公共交通機関を利用する際に必要となる費用を負担に感じることから通所を控える人もいる状況があることから、事業所への通所に必要となる経費を助成する制度の創設等、誰もが気軽にサービスの提供を受けることができる環境整備が求められています。

2 働くことができる環境づくり

- (1) 障害のある人の多くが経済的安定や生きがいのある生活を送るために、自身の適性や能力を活かして社会で働くことを希望していることから、それぞれの障害のニーズにあった

職場を確保していくことが大きな課題となっています。

- (2) 就労継続支援B型事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所に通所しながら福祉的就労を行っている人が、一般就労へ移行していくことができるよう、障害のある人を受け入れる町内の事業所や周囲の人の理解を広げていく必要があります。
- (3) 障害のある人や引きこもり者の就労の促進、社会活動参加を支援する機能を持つ「アクティブステーションかみ」を運営していますが、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査結果から、「名前も内容も知っている」人が一定程度いることがわかる一方で、「名前も内容も知らない」人の割合が約7割を占めるなど、利用している人と利用したことがない人の認知度に相当程度の差があることから、「アクティブステーションかみ」の役割を広く伝え、障害のある人が地域社会の担い手となれるよう、その機能を果たす取組を進める必要があります。

3 社会参加できる環境づくり

- (1) 地域活動をはじめとしたさまざまな社会活動に、障害のある人が参加しやすい環境を整え、障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことができる社会づくりが求められています。
- (2) 障害のある人の社会参加の場として、地域活動支援センターが大きな役割を担っていますが、町内には整備されていない状態が続いています。そのため、地域活動支援センターを町内に開設し、障害のある人とその家族の日常生活を手助けするための多様なサービスを提供する施設として運営し、社会参加機能の充実を図る必要があります。
- (3) 障害のある人の社会参加機会として、特性や力量に応じて主体的に参加することができる障害者スポーツ大会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により開催機会が減少するなど、障害のある人と地域住民が交流する機会も少なくなりつつあります。障害のある人や支援する人の希望に応じた社会参加活動が実施できるよう、ニーズを踏まえた支援を進めることが求められています。

4 障害のある子どもへの療育の推進

- (1) 障害のある子どもの発達レベルや障害の状況は多種多様で、乳幼児期における心身の発達、発達は非常に重要であるため、一人ひとりの発達の状態に応じた保健指導、保育、教育の充実が必要となっています。
- (2) 乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら、障害のある子ども及び保護者に対する相談支援を行う事が重要です。そのためにも、乳幼児期からの連続した相談支援体制や支援を要する子どもへの支援体制の強化等を目的として、早期に「市町版こども家庭センター」を設置する必要があります。

第3章 基本的な考え方

1-1 基本目標

第3期障害者福祉計画では、「みんな元気で共に支え合うまちづくり」の実現を基本目標に掲げ、障害のある人や子どもがその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、障害者基本法の基本理念にのっとり、住民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、相互に認め合うことができる「共生社会」を実現するため、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、「安心して自分らしく自立した生活を送ることのできるまち」を目指すため、引き続き、「みんな元気で共に支え合うまちづくり」を基本目標とします。

基本目標の方向

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、相互に認め合うことができる「共生社会」の実現
- 障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、「安心して自分らしく自立した生活を送ることのできるまち」の実現

基本目標

みんな元気で共に支え合うまちづくり

この基本目標を達成するために、本計画に掲げる各施策や事業を推進することにより、持続可能なまちづくりを進め、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。



1－2 基本施策

本計画の基本目標を達成するため、第3期障害者福祉計画における取組を踏まえ、次の4つの基本施策を柱として施策の展開を図り、様々な取組を推進します。

1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

障害のある人が安心して暮らすことができる地域生活の実現に向けて、これまでから障害のある人に寄り添った相談支援体制の構築や様々な支援策を実施してきました。

一方で、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「障害のある人が地域で暮らすためにはどのような施設が必要か」の設問に対して、「自宅から通える、訓練や作業のできる施設」、「就職や生活について気軽に相談できる施設」を希望する声が多く、更なる社会資源の整備が求められています。

そのため、障害のある人のニーズを的確にとらえ、障害福祉サービスの充実、共生型サービスの導入促進、グループホームをはじめとした暮らしの場の確保等、障害福祉サービスと社会資源の充実を図るほか、相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致を検討するなど、更なる相談支援体制の強化を図り、地域で安心して生活することができる環境を整えます。

その他、障害のある人が災害時や非常時においても安心して生活できるよう、地域住民との連携のもと、安全な避難体制の整備や NET119 の利用等、緊急時における安全確保に努めます。

さらには、「アクティブステーションかみ」と香美町社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」の連携体制を構築し、地域の困りごとを障害のある人が支えることができる環境づくりや、障害のある人と地域の仲介を役割とするアクティブステーションかみの支援者の養成に取り組むなど、障害のある人が地域の担い手となることができる地域づくりを推進します。

主要施策	
(1) 障害福祉サービスの充実	(2) 相談支援体制の強化と権利擁護の充実
(3) 精神保健福祉対策の推進	(4) 防災対策等の推進
(5) 保健医療の充実	

2 働くことができる環境づくり

就労は、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らしていくための生活の基本であり、また、地域の一員として社会と関わり、社会を支え、地域で自立した生活を送る上でも極めて重要です。

障害者雇用基本法第1条では、「障害のある人の雇用の促進や雇用分野における待遇の確保等によって、障害のある人の職業の安定を図ること」が目的とされていますが、本町における障害のある人の就業は、厳しいものと言わざるを得ない状況となっています。

一方で、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「日中はどのように過ごしたいと考えているか」の設問に対して、「正職員として働きたい」「正職員以外（アルバイト、パート、契約社員等）として働きたい」との声が多く、障害のある人の就労に対する意識が高い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、「障害のある人の就労」を障害福祉施策の重要課題として捉え、障害のある人が自立した生活を営むための就労支援に取り組み、町内の事業所と連携を図りながら障害のある人の雇用の拡大に努め、障害のある人もない人も、分け隔てなく雇用される地域づくりを推進します。

主要施策	
(1) 雇用の促進と就労への支援	(2) 訓練の充実・就労定着への支援

3 社会参加できる環境づくり

障害者基本法では、「社会を構成する一員としてあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与すること」が目的とされていますが、これは、事故や加齢によって、誰もが障害を有する可能性があることから、障害のない人も含めた全ての人に関わる問題として認識し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らせる社会を実現する必要があると捉えることができます。

障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「『最近1ヶ月で外出していない』と回答した人の外出しない理由」は「目的がない」の割合が最も高かったこと、更には、「どなたと外出することが多いか」の設問に対しては、「父母・祖父母をはじめとした家族」の割合が最も多く、将来家族が高齢となった場合など、家族が介助できない状況に対応するためにも、個人の意欲や目的に応じた社会参加を促すための支援が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、障害のある人が自分らしく暮らしていくためにも、レクリエーション活動や文化活動等、様々な活動に参加しやすい環境づくりを進めるなど、社会生活を通じた豊かな暮らしづくりを推進します。

主要施策	
(1) 社会参加への支援	(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
(3) バリアフリーのまちづくり	

4 障害のある子どもへの療育の推進

児童福祉法には、「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」とされており、本町も障害児福祉計画を策定し、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の整備と、県立出石特別支援学校みかた校をはじめとした関係機関との協力体制を整備し、障害の早期発見・早期療育に努めています。

障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「障害のある子どもの療育・教育について希望することは」の設問に対して、「障害児通所事業の充実」、「障害の種類、程度に応じたきめ細かな教育」の割合がそれぞれ多く、社会資源の充実と教育面での支援が求められています。

また、障害のある人が自分の能力を最大限に活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、本人の状態と適正に応じた教育の機会を保障することが必要不可欠です。

これらのことを踏まえ、障害の早期発見、早期療育の取組をさらに推進し、保健、医療、福祉、教育等の関係各課、関係機関等との連携を強化した総合的な支援を行うため、基幹相談支援センターを中心とした支援体制の充実に努めるとともに、市町版こども家庭センターの早期設置に向けた取組を進めます。

主要施策
(1) 年代に応じた継続的な療育支援の充実